

# 当院を受診される皆様へ ～医療情報取得加算について～

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで  
過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等  
取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時・再診時に  
医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合  
医療情報取得加算2(初診料算定時): 1点  
医療情報取得加算4(再診料算定時): 1点

従来の保険証をご提示いただいた場合  
医療情報取得加算1(初診料算定時): 3点  
医療情報取得加算3(再診料算定時): 2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

石橋整形外科